

平成 24 年 3 月 30 日

## 公共事業に係る政策評価の点検結果

総務省では、各府省が実施した個々の公共事業に係る政策評価について、平成 23 年度に点検を行った結果を取りまとめましたので、公表します。

(連絡先)

行政評価局客観性担保評価担当室

担当：佐々木、佐藤、谷道、村上

電話：03-5253-5403 (直通)

FAX：03-5253-5464

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

## 公共事業に係る政策評価の点検結果（概要）

総務省では、政策評価の一層の質の向上とそれを通じた評価の実効性の確保を目的として、各府省が行った政策評価について、点検を実施しています。

今回の「公共事業に係る政策評価の点検結果」は、各府省が実施した個々の公共事業に係る政策評価について、平成23年度に総務省が点検を行った結果を関係府省に通知・公表するものです。

### <点検結果のポイント>

- 51件（3省）の評価を点検し、課題を指摘したところ、
  - ・ 11件の評価については、評価書の修正や再度評価等が行われることとなった。
  - ・ 事業ごとに共通する課題がある土地改良事業、河川事業、土地区整理事業及び都市公園事業については、評価マニュアルの改定等が行われることとなった。

# 1 点検の結果

◆ 51件の評価を点検し、11件（3省）の評価について、個別に課題を指摘。

府省名	事業名	点検対象とした評価件数	個別に課題を指摘した評価件数	各省の今後の対応		
				評価書の修正・再度評価	今後、改善を検討	共通事項として対応（マニュアルの改定等）
農林 水産省	土地改良事業	14	-	-	-	○
	民有林補助治山事業	1	-	-	-	-
	特定漁港漁場整備事業	2	2	2	-	-
	水産資源環境整備事業	2	1	1	-	-
経済 産業省	工業用水道事業	5	2	2	-	-
国土 交通省	河川事業	14	-	-	-	○
	港湾整備事業	2	-	-	-	-
	土地区画整理事業	2	-	-	-	○
	下水道事業	3	3	3	-	-
	都市公園事業	6	3	2	1	○
合計		51	11	10	1	-

(注) 個別に課題を指摘した評価以外に、事業に共通する課題のある評価もあり、それらの事業共通的な課題については、共通事項として指摘している。

## 2 指摘事項の類型別件数（主な事例の概要は、3ページ以降を参照）

◆ 各府省に指摘した課題の類型は、以下のとおり。

指摘事項の内容	類型数
費用対効果分析マニュアル等に不備等がある	13
計上する便益の算出過程に疑義がある	16
計上する費用の算出過程に疑義がある	3
評価結果に関する説明が不十分である	2
需要予測等に疑義がある	1
計上されている費用及び便益の現在価値に疑義がある	1
費用として計上しないことに疑義がある	1

（注） 一つの評価に複数の事項（内容）を指摘しているものがあるため、評価の件数を計上している前ページの表とは、合計が一致しない。

# <事例1> 費用対効果分析マニュアル等に不備等があるもの

## 土地改良事業<共通事項>〔農林水産省〕

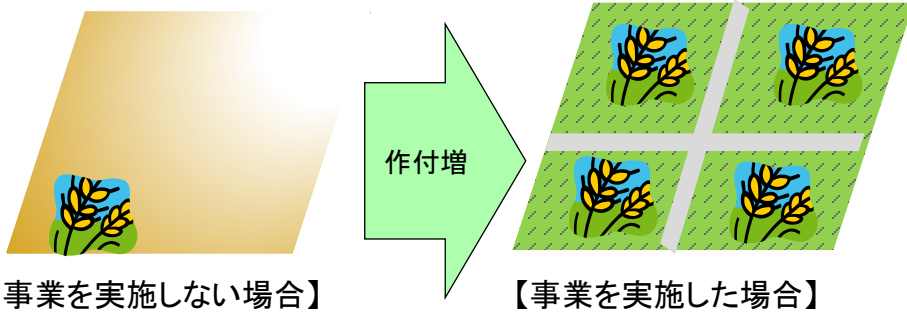
(事業概要) 農業農村整備のうち、農用地の改良などや、農業生産の基盤である水利条件、土地条件などの整備、開発、保全などを土地改良法に基づいて行う事業

### (評価の概要)

- 土地改良事業における効果の一項目である作物生産効果は、同事業の実施による作物生産の量的増加を農家の純益（生産者余剰）として捉えるもの。

しかし、大豆や小麦などの国の施策として振興している作物については、本事業とは別の政策手段である政府支出による農家への交付金額を便益の一部として計上しているものがある。

(評価書における効果額の算出イメージ)

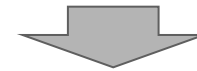


作物生産効果の要因	年効果額
作付増	0円
交付金	農家への交付金額

交付金は別途の政府支出。効果に交付金額を単純に計上すると、年効果額が過大では？

### 【総務省の指摘】

- 本事業とは別の政策手段である政府支出による交付金を単純に作物生産効果に計上することに疑問があり、便益が過大に算出されているのではないか。



### 【農林水産省の対応】

- 交付金の額を単純に作物生産効果に計上する方法を改め、土地改良事業による麦・大豆等の戦略作物の作付けを拡大することによる効果について、算定手法の高度化等の観点から、新たな視点での算定手法を検討する旨が示された。

## <事例2> 評価結果に関する説明が不十分であるもの

### 歯舞地区特定漁港漁場整備事業（北海道開発局）〔農林水産省〕

（事業概要） 北海道歯舞地区、温根元地区及び瑯瑤瑯地区において、効果的な漁船の避難を可能とするために護岸等の整備を行うとともに、水産物の安全・安心に対する消費者ニーズに対応するために岸壁等の衛生管理施設の整備等を図ることを目的とする。

（事業期間）平成14年度～27年度

（事業費）83.4億円

（B/C） 1.65 （便益：153.97億円、費用：93.18億円）

#### （評価の概要）

- 公表されている費用対効果分析の説明資料に、算出式、算出根拠となる数値の漏れや誤りがあるため、これらを基に年間便益額を算出することができないものがみられる。

#### 〈評価書の説明資料〉

区分	単位	原単位
①年間出漁日数	日／年	105
②対象漁船隻数	隻／日	140
③漁船乗組員数	人／隻	2
④整備前滞船時間	時間／日	1
⋮	⋮	⋮
⑨燃料単価(軽油)	円／ℓ	100.8
⑩平均漁船馬力	Ps	31.2 ～106.4

その原因は・・・  
評価書の説明資料において、  
便益の算出に必要な要素  
（①～⑭）について記載  
漏れがあったため。

算出式  
①×②×③×(④－⑤)×⑥＋①×②×  
(④－⑤)×(⑦／⑧×1000)×⑨×⑩

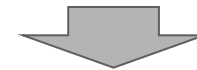
⑪1日当たりの陸揚げ・準備作業回数	回／日	2
⑫外来漁船の利用日数	日／年	150
⑬外来漁船隻数	隻／日	81
⑭外来漁船乗組員数	人／隻	2

年間便益額 千円／年 98,454

一致しない

#### 【総務省の指摘】

- 便益等の算出に当たって必要となる要素が適切に記載されておらず、説明責任の徹底のために、説明資料の修正を行うべきではないか。



#### 【農林水産省の対応】

- 評価書の説明資料について誤った記載があったため、修正する旨、また、更なるチェック機能の強化を図る旨が示された。

## <事例3> 費用として計上しないことに疑義があるもの

### 東毛工業用水道事業（群馬県）〔経済産業省〕

（事業概要） 東毛地域における地盤沈下を防止するため、表流水による工業用水を安定的に供給し、給水区域の工業の健全な発展を図ることを目的とする。

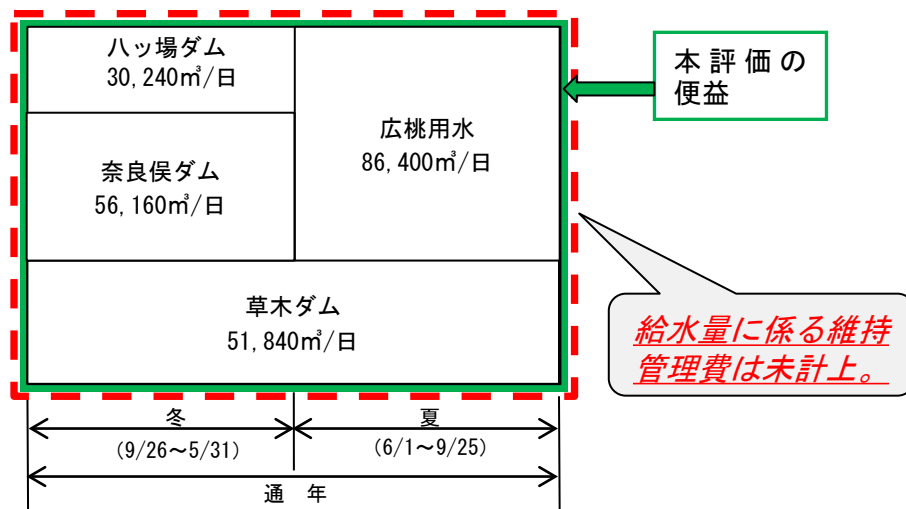
（事業期間） 昭和50年度～平成27年度

（事業費） 308.1億円

（B/C） 3.26（便益：1126.37億円、費用：345.85億円）

#### （評価の概要）

- 本評価では、便益にハッ場ダム、奈良俣ダム、草木ダム及び広桃用水からの給水量を基に算出した調達コスト削減便益※が計上されているが、当該給水量を供給するために必要な維持管理費については、費用に計上されていない。



#### 【総務省の指摘】

- 便益算出の基になる給水量を供給するためには、ハッ場ダム、奈良俣ダム、草木ダム及び広桃用水に係る維持管理費が当然に必要なことから、本評価の費用に維持管理費を計上し、再評価すべきではないか。

#### 【経済産業省の対応】

- 広桃用水に係る維持管理費については、農業用水からの転用のため発生していないが、それ以外のハッ場ダム、奈良俣ダム及び草木ダムに係る維持管理費については、総務省の指摘のとおり、再評価時に計上する旨が示された。

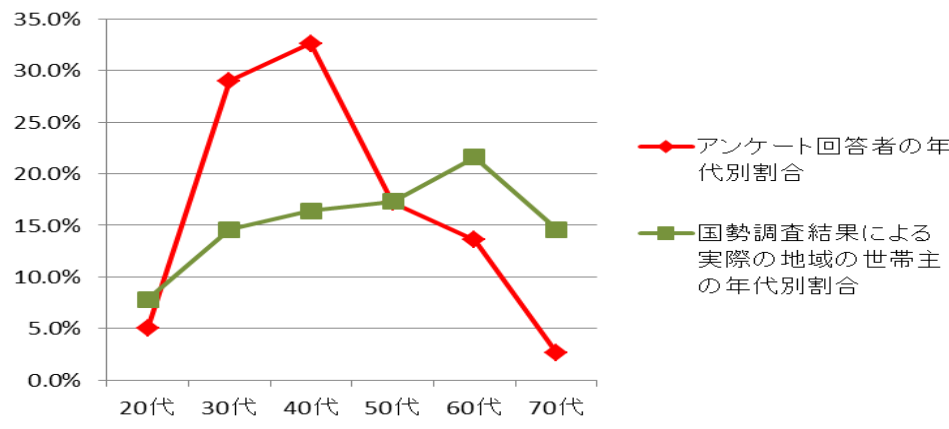
## <事例4> 費用対効果分析マニュアル等に不備等があるもの

### 河川事業（総合水系環境整備事業）<共通事項>①〔国土交通省〕

（事業概要）汚濁の著しい河川の水質改善、魚類の遡上・降下環境の改善、自然環境が著しく阻害されている河川の自然環境の再生、河川環境教育の場や地域と連携したまちづくり等と一体となった水辺整備の推進を図り、良好な河川の環境を保全・復元及び創出することを目的とする。

#### （評価の概要）

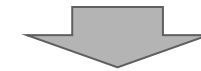
- 平成22年度に実施された狩野川総合水系環境整備事業の事業再評価は、事業箇所から10km圏内の住民を対象とし、インターネットによるアンケートにより支払意思額を算出する仮想的市場評価法（CVM）※によって実施されている。
- インターネットによるアンケートは、回答者が比較的若年層に偏るため、標本の偏りに注意が必要であると考えられる。  
本評価においては、事業箇所から10km圏内の世帯主の年代別割合（国勢調査結果）とアンケート回答者の年代別割合とが乖離している年代があり、標本が母集団を代表しているとはいえないと考えられる。



※ アンケート等を用いて支払意思額（提供される施設等に対して支払ってもよいと考える額）を計測する方法。自然環境のような利用なくても存在すること自体が持つ価値等についても計測が可能である。

#### 【総務省の指摘】

- アンケート回答者の年代別割合は、実際の地域の年代別割合と比較すると、30代及び40代の割合が大きく、反対に60代及び70代の割合が小さくなっているにもかかわらず、標本の偏りの補正が行われていない。  
このため、便益が適切に算出されていないのではないか。



#### 【国土交通省の対応】

- 標本の偏りの補正の必要性については、統一的な基準を定めることが困難なことから、個別の状況に応じて判断しているが、指摘を踏まえ、今後、WEBアンケートを実施する場合には標本が偏らないよう工夫する等、周知徹底する旨が示された。



## <事例5> 費用対効果分析マニュアル等に不備等があるもの

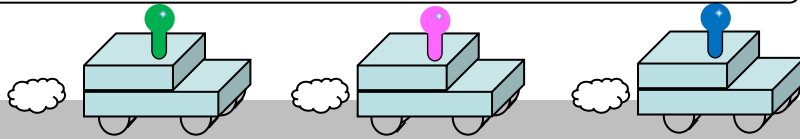
### 河川事業（総合水系環境整備事業）<共通事項>②〔国土交通省〕

（事業概要）汚濁の著しい河川の水質改善、魚類の遡上・降下環境の改善、自然環境が著しく阻害されている河川の自然環境の再生、河川環境教育の場や地域と連携したまちづくり等と一体となった水辺整備の推進を図り、良好な河川の環境を保全・復元及び創出することを目的とする。

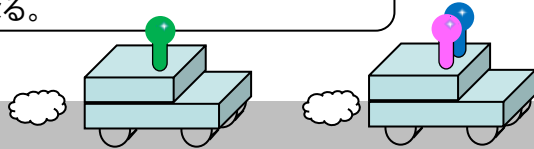
#### （評価の概要）

- 本評価の一部には、旅行費用法（TCM）※によって実施されているものがあり、計算に必要な「自動車利用の一人当たり旅行費用」の原単位（一人の旅行者が自動車で1km移動する場合に要する費用）については、道路評価マニュアルに記載されている原単位（一台の自動車を1km移動させるのに必要となる費用）をそのまま使用している。  
このため、便益を計算するに当たって、自動車に複数人が乗車するケースを想定せず、自動車一台に一人が乗車するという想定の上での計算となっており、実態を反映した評価となっていない。

本事業の評価 → 一台の自動車に一人の旅行者が乗車すると想定



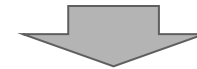
実際は、一台の自動車に複数の旅行者が乗車することもあるため、乗車人数が一人という想定では、自動車利用の一人当たりの旅行費用が過大となる。



※ 施設を訪れる人々が支出する交通費等をその施設によってもたらされる便益として計測する方法。

#### 【総務省の指摘】

- 自動車利用の一人当たりの旅行費用の計算に当たっては、実際の平均乗車人数を考慮すべきである。  
仮に、実際の平均乗車人数の把握が困難であれば、道路交通センサスにおけるデータ（平均輸送人数）を用いるべきではないか。



#### 【国土交通省の対応】

- 平均乗車人数等の適切なデータが得られない場合には、道路交通センサスにおける平均輸送人数を用いる等の方針を周知する旨が示された。

## <事例6> 評価結果に関する説明が不十分であるもの

### 土地区画整理事業<共通事項>〔国土交通省〕

(事業概要) 土地区画整理事業は、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図ることを目的とする。

#### (評価の概要)

- 本評価の便益の内訳をみると、「その他の路線」においてプラスの便益が一括して計上されているといった疑問がある。
- しかしながら、今回の事業主体である都市再生機構において、これらに係る説明に必要な資料の保有等がなされておらず、十分な検証ができなかった。

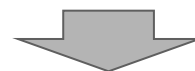
#### 評価書(例)

		リンクの長さ	走行時間の短縮による便益額
対象区域内の路線	〇〇道路	2.00km	-15.24億円
	△△道路	0.63km	-1.50億円
	※※道路	0.18km	0.00億円
	◆◆道路	0.50km	-1.21億円
その他の路線	その他	246.22km	23.30億円
合計		255.10km	8.10億円

「その他」において便益の多くが計上されているが、外部検証のために必要な資料が保有されておらず、外部検証可能となっていない

#### 【総務省の指摘】

- 交通需要推計や費用便益比等の数値の算出方法等について、第三者に具体的な説明ができるようにすることが必要ではないか。



#### 【国土交通省の対応】

- 今後実施される土地区画整理事業の評価について、事業主体である都市再生機構に対し、平成24年度中に「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」の趣旨に鑑み適切に外部検証可能性を確保するよう周知する旨が示された。

## <事例7> 計上する便益の算出過程に疑義があるもの

### 流山ニュータウン公共下水道事業（都市再生機構）〔国土交通省〕

（事業概要）流山新市街地地区における一体型特定土地区画整理事業に関連して整備が必要となる雨水管きよ、調整池及び污水管きよの整備を行うことを目的とする。

（事業期間）平成14年度～25年度

（事業費）55億円

（B/C） 2.4（便益：400億円、費用：165億円）

#### （評価の概要）

- 浸水の防除効果の計測における被害軽減額の算出に用いる被害率※1及び下水道寄与率※2について、平成10年に作られた旧下水道評価マニュアル（平成10年）の値を用いて便益を算出している。

なお、下水道評価マニュアルについては、その後、平成18年に改定されている。

（両マニュアルにおける被害率及び下水道寄与率（一部抜粋））

	現行マニュアル (H18)		旧マニュアル (H10)	
家屋資産被害軽減額 における被害率	床下	0.032	床下	0.03
	50cm未満	0.092	床上	0.124
家庭用品資産被害軽減額 における被害率	床下	0.021	床上	0.086
	50cm未満	0.145		
事業所償却・在庫資産被害軽減額及び間接被害軽減額における 下水道寄与率	設計降雨強度以下の 降雨による被害額	1.00	（被害軽減額については、寄与率の考えなし。）	
	設計降雨強度を超える 降雨による被害額	0.25		

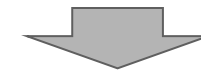
現行マニュアルがあるのに、旧マニュアルを用いている。

※1 浸水による被害額を算出するために各資産額に乗じるもの

※2 排除すべき雨量について、雨水管きよでどれだけ対応可能かを表すもの

#### 【総務省の指摘】

- 被害率及び下水道寄与率について、旧下水道評価マニュアルではなく現行の下水道評価マニュアルの値を用いて便益を算出すべきではないか。



#### 【国土交通省の対応】

- 旧下水道評価マニュアルの値を用いて算出していた事項を、現行の下水道評価マニュアルに基づいた算出方法で修正する旨が示された。

## <事例8> 計上する便益の算出過程に疑義があるもの

### 千葉ニュータウン公共下水道事業（都市再生機構）〔国土交通省〕

（事業概要）千葉ニュータウン地区における新住宅市街地開発事業に関連して整備が必要となる雨水管きよ及び污水管きよの整備を行うことを目的とする。

（事業期間）昭和53年度～平成25年度

（事業費）136億円

（B/C） 2.0（便益：1,963億円、費用：977億円）

#### （評価の概要）

- 本評価では、公共用水域の水質保全効果※について、当初の全体計画区域世帯数「14,548戸」を基に、集合住宅等の戸数を差し引いた世帯数「7,270戸」を算出し、支払意思額を乗じることで計測している。

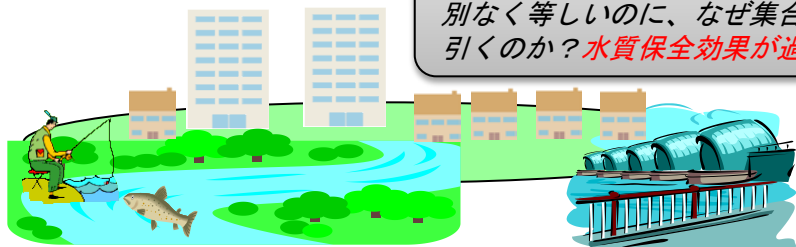
しかしながら、集合住宅等か戸建て住宅かにかかわらず、いずれの世帯も等しい支払意思額を計上すべきものであるため、集合住宅等の戸数を差し引くことに疑問がある。

（公共用水域の水質保全効果の測定）

7,270戸 × 支払意思額

14,548戸 × 支払意思額

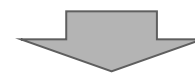
支払意思額は集合住宅、戸建て住宅の区別なく等しいのに、なぜ集合住宅等を差し引くのか？水質保全効果が過小に計測？



※ 公共用水域の水質が改善されることにより回復する環境存在価値や、水質汚濁によって増加する上水道等の浄化費用が軽減される、などの効果が出るもの。

#### 【総務省の指摘】

- 公共用水域の水質保全効果の計測においては、全体計画区域内世帯数として、差引後の「7,270戸」ではなく、差引前の「14,548戸」を用いるべきではないか。



#### 【国土交通省の対応】

- 全体計画区域内世帯数を差引前の「14,548戸」と修正した上で、公共用水域の水質保全効果を計測する旨が示された。

## <事例9> 費用対効果分析マニュアル等に不備等があるもの

### 都市公園事業<共通事項>①〔国土交通省〕

(事業概要) 都市公園法に基づき、良好な都市環境の提供、都市の安全性の向上、市民の活動の場・憩いの場の形成、豊かな地域づくり・地域の活性化等を目的とした公園又は緑地を整備する。

#### (評価の概要)

- 都市公園の評価は、検討対象公園から一定範囲内の類似公園を「競合公園」として設定して行うこととされている。  
しかし、同一の公園が、複数の都市公園の評価において「競合公園」として設定されている場合、当該競合公園の施設規模等の情報は同じ値になるべきところ、以下の事例のように、全く異なっているものがみられる。

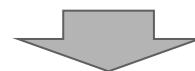
(同一の競合公園である淀川河川公園の情報)

	機能	飛鳥・平城宮跡 歴史公園評価に おける淀川河川 公園の情報	明石海峡公園評 価における淀川 河川公園の情報
直接利用価値の算 出に用いるデータ (一部抜粋)	広場	508,000㎡	1,121,000㎡
	遊具ゾーン	(なし)	24,000㎡
	パターゴルフ場	540ホール	27ホール
	サッカー専用グラウンド	82,800㎡	(なし)
間接利用価値の算 出に用いるデータ (一部抜粋)	緑地	130.8ha	66.4ha
	広場	94.2ha	159.3ha

淀川河川公園の情報について、両評価間でデータが異なる。

#### 【総務省の指摘】

- 今回、平成20年度点検時と同様の事例がみられたことから、改めて、「異なる評価主体が、同一の競合公園の施設規模等に係る情報を共有できる方法」を検討又は徹底すべきではないか。



#### 【国土交通省の対応】

- 前回指摘を受けた事項については、「平成21年度全国都市公園・緑化・緑地保全主管課長会議」において周知を図るとともに、平成22年度に、国が行っていた都市公園等整備現況調査の結果をデータベースとして整備したところ。

地方整備局等が行う評価における競合公園の施設規模等に係る情報については、当該地方整備局等の中で共有を図るよう、改めて周知を図る旨が示された。

## <事例10> 費用対効果分析マニュアル等に不備等があるもの

### 都市公園事業<共通事項>②〔国土交通省〕

(事業概要) 都市公園法に基づき、良好な都市環境の提供、都市の安全性の向上、市民の活動の場・憩いの場の形成、豊かな地域づくり・地域の活性化等を目的とした公園又は緑地を整備する。

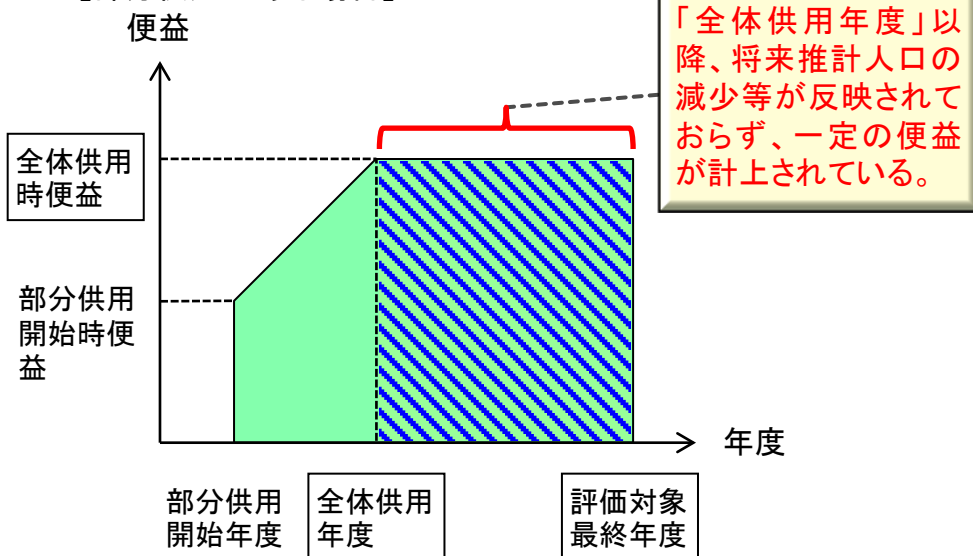
#### (評価の概要)

- 国立社会保障・人口問題研究所によれば、将来推計人口及び世帯数は、平成42年度まで全国的に一貫して減少傾向にある。

しかし、大規模公園費用対効果分析手法マニュアルにおける便益の算出方法は、全体供用年度以降の将来推計人口及び世帯数の動向を反映せず、全体供用年度以降一定の便益を計上することとされている。

(大規模公園評価マニュアルにおける単年度便益の計算方法)

【部分供用がある場合】



#### 【総務省の指摘】

- 大規模公園評価マニュアルにおいて、全体供用年度以降の便益について、将来推計人口及び世帯数の動向を反映するための計測方法を示すべきではないか。



#### 【国土交通省の対応】

- 全体供用年度以降の便益を適切に計測するため、将来推計人口及び世帯数の動向を反映するための計測方法を大規模公園評価マニュアルに示すことを検討する旨が示された。

## <事例11> 計上する便益の算出過程に疑義があるもの

### 国営吉野ヶ里歴史公園（九州地方整備局）〔国土交通省〕

（事業概要）我が国固有の優れた文化的資産であり、平成3年5月に国の特別史跡に指定された吉野ヶ里遺跡の保存と活用を図ることを目的とする。

（事業期間）平成4年度～28年度

（事業費）357億円（残事業費 30億円）

（B/C） 2.0（便益：2,068億円、費用：1,056億円）

#### （評価の概要）

- 教養施設（研修所・教室）の魅力値※については、「1日」当たりの人員数に基づき算出されるものである。

しかし、本評価においては、復元建物等の空間を活用した各種体験プログラム参加者数の年間実績値及び年間予測値がそのまま魅力値として計上されており、魅力値の計測対象としている施設の一つである教養施設（研修所・教室）の魅力値が過大になっている。

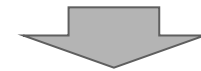
#### 【各年度における教養施設の魅力値】



※ 都市公園は、魅力値を基に便益額が算出されており、魅力値が高いほど当該公園の利用選択率が高くなる。

#### 【総務省の指摘】

- 教養施設（研修所・教室）の魅力値について、各種体験プログラム参加者数の年間実績値及び年間予測値そのままの値ではなく、これらを当該施設の年間利用日数で除した1日当たりの数値を計上すべきではないか。



#### 【国土交通省の対応】

- 年間実績値及び予測値がそのまま魅力値として計上されていたことについては、単位の取り間違いであったため、各種体験プログラム参加者数の1日当たりの実績値及び予測値を計上し、評価書を修正する旨が示された。